

Travel Safety Plan

for overseas travelers

海外旅行傷害保障

Extra Plan
エクストラプラン



Travel Safety Plan

for overseas travelers

24時間
365日対応

トラベルセーフティプランの充実したサービス

本会は世界有数のアシスタンス会社と提携していますので、海外での事故も安心です。



●キャッシュレス医療サービス

海外での治療費は高いものです。いざという時、お客様のご負担なく治療が受けられるよう万全の体制を整えています。

提携病院で安心治療

日本語サービスセンターへご連絡いただ只需要で、病院を紹介・受け入れを手配します。共済金請求書兼報告書と加入証書(パスポートも)を持って病院へ行けば、スムーズに治療が受けられます。治療費は日本語サービスセンターが直接病院へお支払いしますので、面倒な手続きはありません。

*地域によってはキャッシュレスサービスができない場合もあります。



●24時間・年中無休での医師・病院紹介サービス

日本人医師や専門医の紹介等、お客様のご希望や状況に応じ、最寄りの適切な医師・病院を24時間・年中無休体制でご紹介いたします。



●医療通訳の手配

治療時の通訳の手配をいたします。

●シンプルでリーズナブルな保障の提供

NPOの会員を対象とした非営利の共済制度ですので、保障内容をシンプルにわかりやすく格安な掛金にてご提供いたします。

『NPO海外渡航者安全機構』とは…

近年、海外に旅行に出かける方が増えています。旅行者が増えるに従い、海外でトラブルに巻き込まれる方々も増加しています。『NPO海外渡航者安全機構』は、海外に旅行する人が、安全に安心して過ごせる事を目的に設立されたNPOです。

●『NPO海外渡航者安全機構』の行うサービス

時事ニュースや世界各地の状況等の情報提供などを行い、海外に旅行する方々への安全に貢献します。

●『NPO海外渡航者安全機構』をご利用いただくには

1口50円の会費をお支払いください。
会員となられた方には、会員証を発行させていただきます。



■共済金額表および掛金表

	プランコード	XC	XD	XE	XF
共 済 金 額	傷害死亡・後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	疾 病 死 亡	500万円	500万円	500万円	500万円
	治 療・救 援 者 費 用	2,000万円	1,500万円	1,500万円	1,000万円
	賠 償 責 任	1億円	1億円	1億円	1億円
	携 行 品	30万円	30万円	30万円	30万円
	航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円
	航 空 機 遅 延	2万円	2万円	2万円	2万円
掛 金	3日まで	4,900円	4,200円	3,500円	2,700円
	4日まで	5,300円	4,600円	3,800円	3,000円
	6日まで	6,400円	5,500円	4,600円	3,700円
	8日まで	7,300円	6,300円	5,300円	4,400円
	11日まで	8,000円	6,900円	5,900円	4,900円
	15日まで	9,100円	7,900円	6,900円	5,700円
	18日まで	10,100円	8,800円	7,600円	6,400円
	22日まで	11,300円	9,700円	8,500円	7,200円
	25日まで	12,100円	10,500円	9,200円	7,700円
	28日まで	13,300円	11,600円	10,100円	8,600円
	31日まで	14,300円	12,400円	10,900円	9,200円
	46日まで	19,500円	17,000円	15,000円	12,700円
	2カ月まで	26,700円	23,500円	20,900円	17,900円
	3カ月まで	37,100円	32,900円	29,400円	25,400円

※「28日まで」から「3ヶ月まで」の期間については、満69歳までの方がお申込みいただけます。 ※3ヶ月を越える旅行期間および帰国予定日が決まっていない場合はお申込みできません。

※上表の「掛金表」には、NPOへの会費(50円)および共済会利用のための出資金(50円)が含まれています。

■たとえば、こんな時にお役にたちます!!



■ご加入にあたっての注意点

◆以下のいずれかに該当する方は取扱代理所または本会事務局にお問い合わせください。

- (1) 本共済契約の被共済者となることに同意していない方
- (2) 加入申込み時点において、日本国内に居住していない方または既に日本を出国している方
- (3) 3ヶ月を越えて渡航される方または帰国予定日が決まっていない方
- (4) 航空機(ヘリコプターを含みます)の免許取得を目的とする方
- (5) <表1>に掲げる危険な職務を行うことを目的として渡航する方
- (6) <表2>に掲げる危険な運動を行うことを目的として渡航する方(インストラクターも含みます)
- (7) 加入申込日において、以下のいずれかに該当する方
 - ①病気やケガのため、医師による治療を受けている方
 - ②身体に障害のある方
- (8) 加入申込日において、<表3>に掲げる慢性疾患等を患っている方、医師により治療を受けている方もししくはその状態にある方または医師によりその疾患であると診断された方もししくはその疾患の治療の必要があると診断された方
- (9) 本会の定める「加入資格審査基準」と合致していない方
 - (注1)実際の旅行行程と異なる期間の申込みはできません。また、国内旅行の場合も加入できません。
 - (注2)前(7)または(8)に該当する方であっても、本会が審査のうえ加入を認める場合があります。ただし、既住症や身体障害または責任開始前に生じていた傷病を原因とする請求については、共済金をお支払いできない場合があります。

<表1>危険な職務

- テスパイロット、テストドライバー、テストライダー等 ●競馬、競輪、オートレース、競艇等
- 力士、拳闘家、プロレスラー、プロスキーヤー等 ●坑内、隧道内作業
- スタントマン、レスキュー隊員 ●猛獣を取り扱う方、サーカス、軽業師、曲芸師等
- ゴンドラ等を使用する窓ふき業(ただし3階建以上の建物の窓ふき業) ●橋梁、ダム、ビル等の建設作業
- 高圧線、送電線、配電線、通信線等の電気工事
- 火薬・爆発類または劇毒物類等の取扱業
- 潜水夫、サルベージ作業員、発破作業員等
- 航空機搭乗
- その他本会が別に指定する職務

<表2>危険な運動

- 山岳登山はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
- リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗
- 超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗
- ジャイロプレーン搭乗
- その他これらに類する危険な運動

<表3>慢性疾患

- 悪性新生物(癌・肉腫・筋腫・白血病等)
- 胃および腸の潰瘍(胃潰瘍・十二指腸潰瘍等)
- 心臓疾患
- 肺疾患(肺炎・肺結核等)
- 脳血管疾患(脳出血・脳栓塞・くも膜下出血等)
- 腎臓疾患(腎炎・ネフローゼ等)
- 肝臓・すい臓等の内臓疾患
- 糖尿病およびその他の代謝障害
- 精神病およびアルコール中毒(統合失調症等)
- 骨髄および神経疾患(骨髓炎・髄膜炎・脳膜炎・脳性麻痺等)
- 血管および動脈硬化症等
- 耳鼻および眼疾患
- 厚生労働省が指定する特定疾病医療費公費負担の対象となる疾患(ペーチェット病・クローニング病・パーキンソン病等)
- その他本会が指定する慢性疾患

■トラベルセーフティプランのあらまし

保障種目	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合								
傷害	死亡共済金 海外旅行中の事故によるケガのため事故の日から180日以内に死亡されたとき。	傷害死亡・後遺障害共済金の全額を死亡共済受取人にお支払いします。ただし、既に支払われた後遺障害共済金を除きます。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、自殺行為、犯罪行為。 ○無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。 ○脳疾患、疾病、心神喪失。 ○妊娠、出産、早産、流産。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。								
	後遺障害共済金 海外旅行中の事故によるケガのため事故の日から180日以内に身体の一部を失つたり、またはその機能に重大な障害が残ったとき。	後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害共済金額の3%~100%をお支払いします。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、自殺行為、犯罪行為。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ○妊娠、出産、早産、流産、およびこれらが原因の病気。 ○歯科疾病。 ○エイズ。								
	治療費用共済金 海外旅行中の事故によるケガのため医師の治療をうけられたとき。	1回の事故・病気につきの費用のうち実際に支出した金額を傷害・疾病治療費用共済金限度額の範囲内で、事故の日(医師の治療を開始した日)から180日間を限度としてお支払いします。 ①海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき、ただし、旅行終了後に発病された場合は旅行中に原因が発生したものに限ります。 ②海外旅行中に感染した特定の伝染病(重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、コレラ、ベスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱)のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。	○医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用。 ○治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。 ○義手、義足の修理費(傷害治療費用のみ)。 ○入院のために必要となった次の費用(ただし、1回の事故につき20万円が限度)。 a. 通信費 b. 身の回り品購入費(5万円限度) ○治療による旅費にによる必要となった旅行行程復帰費用および帰國費用。 ○共済金請求のために必要な医師の診断書。 (注)健康保険、労災保険から支払いかねなされば共済者が直接支払うことが必要とされない部分は対象とはなりません。								
疾病	治療費用共済金										
	死亡共済金 ①海外旅行中、病気により死亡されたとき。 ②海外旅行中に発病した病気または旅行中にその原因が発生し旅行終了後72時間以内に発病した病気がもとで旅行終了後30日以内に死亡されたとき。ただし、旅行終了後72時間以内に医師の治療を開始および継続して受けている場合に限ります。 ③海外旅行中に感染した特定の伝染病(疾病治療費用と同じ)のために旅行終了後30日以内に死亡されたとき。	疾病死亡共済金額の全額を死亡共済金受取人にお支払いします。	○1次のような原因により生じた損害。 ○共済契約者、被共済者の故意。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○2次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害。 ○職務遂行に関する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)。 ○親族に対する損害賠償責任。 ○航空機、船舶、車両、鉄道の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任。 ○受託品に関して生じた損害賠償責任。ただし、次のものを除きます。 ・ホテルの客室および客室内の動産(セーフティボックスのキーならびにルームキーを含みます)。 ・住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を販賣している場合を除きます)。 ・レンタル業者より共済契約者または被共済者が直接借り入れた旅行用品または生活用品。								
賠償責任共済金	海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のもの(レンタル業者より借用した旅行用品を含みます)を壊したりして損害を与える法律上の損害賠償責任を負ったとき。	1回の事故につき賠償責任共済金額を限度として損害賠償金等をお支払いします。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、犯罪行為。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。 ○他覚症状のないむちうち症、腰痛。								
	海外旅行中に… ①傷害により事故の日から180日以内に死亡されたとき。 ②病気により死亡されたとき。 ③旅行行程中に発病した病気により、旅行終了後30日以内に死亡されたとき。 ④旅行行程中に傷害または病気により3日以上継続入院されたとき。 ⑤被共済者が搭乗している航空機、船舶等が遭難したとき。 ⑥傷害により被共済者の生死が確認できないとき(ただし、被共済者の無事の確認ができる後に発生した費用は対象となりません)または事故により緊急な搜索・救助活動をする状態となつたことが警察等の公的機関により確認されたとき。	共済契約者、被共済者または被共済者の親族の方が支出した次の費用を保障期間内を通じ救援者費用等共済金額の範囲内でお支払いします。 ①検索救助費用。 ②現地までの航空運賃等交通費。 ③現地および現地までの行程におけるホテル等宿泊施設の客室料(1名につき14日分が限度)。 ④渡航手続及び現地での諸雜費(ただし、20万円が限度であり、入院治療に伴う諸雜費として傷害治療費用共済金、疾病治療費用共済金が支払われるべき費用については除きます)。 ⑤現地からの移送費用。 ⑥遺体の処理費用(ただし、100万円が限度)。 上記②から④の費用については被災者1名につき以下が限度となります。 <table border="1"><tr><th></th><th>②の交通費、③の客室料</th><th>④の諸雜費等</th></tr><tr><td>3日から6日までの入院の場合</td><td>救援者1名分</td><td>5万円</td></tr><tr><td>7日以上の入院の場合</td><td>救援者3名分</td><td>20万円</td></tr></table>		②の交通費、③の客室料	④の諸雜費等	3日から6日までの入院の場合	救援者1名分	5万円	7日以上の入院の場合	救援者3名分	20万円
	②の交通費、③の客室料	④の諸雜費等									
3日から6日までの入院の場合	救援者1名分	5万円									
7日以上の入院の場合	救援者3名分	20万円									
救援者費用共済金	海外旅行中に、被共済者が所有し携行する身の回り品(カメラ、宝石、衣類など)が盗難、破損、火災などの偶然事故により損害をうけたとき。 (注)現金、預貯金証書、小切手、有価証券、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ等は対象外となります。	携行品1個または1対について、10万円を限度として時価額または修繕費をお支払いします。ただし、共済の目的が乗車船券、航空券のときは5万円を限度とします。また、携行品損害共済金額をもって保障期間中の支払いの限度とします。 (注1)運賃許認または、旅券の盗難等による損害については5万円を限度としてその再発給費用をお支払いします。 (注2)強盗・強盗及び航空会社等の寄託手荷物不備の事故等(例、ロストバゲージ)については共済金支払限度額が30万円までとなります。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○ケンカ、犯罪行為。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。								
	治療救援者費用共済金	傷害治療費用、疾病治療費用、または救援者費用のいずれかが支払われる場合、これらの共済金の支払いにかえて、支払われるべき金額の合計額をお支払いします。お支払いする共済金は、1回のケガ、病気、事故につき治療・救援費用共済金額を限度とします。	それぞれ傷害治療費用、疾病治療費用、救援者費用に同じ。								
航空機寄託手荷物遅延費用共済金	旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限りません)の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間を超えてもその目的地に運搬されなかつたとき。	航空機到着後96時間以内に負担した必要不可欠な以下の購入費をお支払いします。ただし、1回の寄託手荷物遅延につき、10万円または携行品共済金額のいずれか低い額をもって支払いの限度とします。 ①衣類購入費(寄託手荷物に下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、これらを購入したときの費用)。 ②生活必需品購入費(寄託手荷物に洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品が含まれていた場合で、これらを購入したときの費用)。 ただし、寄託手荷物が被共済者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。	○共済契約者、被共済者や共済受取人の故意。 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。								
	航空機遅延費用共済金	〈出発遅延費用等〉 搭乗予定の航空機について ①6時間以上の出発遅延。 ②欠航・運休。 ③航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不手際にによる搭乗不能が生じ、出発予定期刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。 〈乗継遅延費用〉 航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延による乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき。	○共済契約者、被共済者や共済金受取人の故意。 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 ○戦争・革命など。 ○放射線照射、放射能汚染など。								

◆お申込みの取消・解約

共済期間開始日(出発時)前までに本会または取扱代理店窓口に本会所定の書式にてご通知いただくことによりその申込みを撤回(取消)することができます。なお、保険開始後については解約として取扱いますのでご注意ください。

◆重複・超過加入の禁止

同一の被共済者が共済期間を重複して複数のコースに加入すること、または同一コースに2回以上加入することはできません。これに反して加入された契約については無効となります。

◆告知義務または通知義務

加入申込みの際に、加入申込書の記載事項(旅行の内容、健康状態や他の保険の加入状況等に関する告知を含みます)で本会が質問した事項について本会に知っている事実を告げなかったときもしくは事実と異なることを告げたとき、または加入申込みの後に、これらの記載事項に変更が生じたにもかかわらず、本会への通知および承諾を受けていなければ、共済金のお支払いが受けられなかつたり、共済契約を解除されることがあります。

◆事故の通知および共済金の請求

被共済者に共済金の支払事由が生じたときは、支払事由の生じた日から30日以内に、事故の発生状況、発病の状況および経過、傷病の程度またはその他本会が必要と認める事項について本会に書面により通知しなければなりません。また、あらかじめ共済金の請求にあたっては、本会の

求める書類を本会に提出しなければなりません。

※賠償事故に関して、予め本会の承認を得ず訴訟や賠償金をお支払いになられた場合は、その金額につき共済金の全額または一部をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

◆共済金の受取人

共済金の受取人は、原則被共済者とし、共済金を受取るべき日ににおいて被共済者が共済金を受取ることができない場合には、被共済者の法定相続人とします。

※死亡共済金については、被共済者の同意および本会が承認した場合に限り、異なる者に指定することもできます。

◆他の保険にご加入の場合

被共済者が他の海外旅行傷害保険等に重複して加入されている場合には、共済金の支払額算出に当たっては分担金となり、減額調整されることがあります。

海外渡航者安全事業共済会

共済会事務局

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-7 ドミール五番町4F

TEL 03-3237-6270 FAX 03-3237-6275

2017.03 成